## 平成七年人事院規則九—九九

人事院規則九一九九 (給与法別表第一イの備考 (二) 等の規定の適用を受ける職員)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づき、給与法別表第一イの備考(二)等の規定の適用を受ける職員に関し次の人事院規則を制定する。

給与法別表第一イの備考(二)、別表第二の備考(二)、別表第三の備考(二)並びに別表第四イの備考(二)及びロの備考(二)の人事院規則で定める職員は、規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)第十二条第一項の規定に基づき、同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「総合職(大卒)」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。

## 附 則

この規則は、公布の目から施行し、平成七年四月一日から適用する。

附 則 (平成二一年五月二九日人事院規則九—八—六九) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二八日人事院規則九—八—七四) 抄 (施行期日)

第一条 この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二六日人事院規則九—九九—一)

この規則は、公布の日から施行する。